

平成 2 7 年 度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 8 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第14号  
平成28年9月20日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

平野正幸 ⑩

上田良介 ⑩

北条やすつぐ ⑩

藤川泰延 ⑩

平成27年度決算に基づく健全化判断比率  
及び資金不足比率に係る審査について

平成28年8月9日付け財第1207号で審査依頼がありました平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

— 目 次 —

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の手続	1
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
2	審査の意見	2
第3	健全化判断比率の状況	4
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	5
3	実質公債費比率	6
4	将来負担比率	8
第4	資金不足比率の状況	10

( 参 考 )

1	第3次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率	11
2	用語の説明	12
3	比率算定の対象となる範囲	16

# 第 1 審査の概要

## 1 審査の対象

審査は、平成27年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

## 2 審査の手続

審査に当たっては、次の事項を主眼に関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

## 第 2 審査の結果及び意見

### 1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率等は次表のとおりで、実質公債費比率が16.8%、将来負担比率が320.6%であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び兵庫県病院事業会計ほか7会計の資金不足比率は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額又は資金の不足額がなく、算定されない。

区 分		平成 27年度	平成 26年度	比 較 増 減 ( △ )	( 参 考 )	
					早期健全 化基準	財政再生 基 準
健全化 判 断 比 率	実 質 赤 字 比 率	— %	— %	—	3.75 %	5 %
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	8.75	15
	実 質 公 債 費 比 率	16.8	15.8	1.0	25	35
	将 来 負 担 比 率	320.6	333.0	△12.4	400	—

区 分		平成 27年度	( 参 考 )
			経営健全化基準
資 金 不 足 比 率	兵 庫 県 病 院 事 業 会 計	— %	20 %
	兵 庫 県 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 水 源 開 発 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 地 域 整 備 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 企 業 資 産 運 用 事 業 会 計	—	
	兵 庫 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
	兵 庫 県 流 域 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

### 2 審査の意見

平成27年度は、少子高齢化の進展や人口減少、東京一極集中の是正等の構造的な課題に中長期的な視点で取り組み、「創造と共生の舞台・兵庫」の実現に向け、人口増対策と地域の元気づくりを柱とする地域創生の取組が先行的に推進された。また、本県の景気回復基調をより確かにするため、緊急経済対策等にも的確な対応がなされた。

一方で、厳しい財政環境の中で、限られた財源を有効に活用するため、第3次行財政構造改革推進方策（以下「第3次行革プラン」という。）に基づく改革の取組を着実に推進し、施策の重点化を図る「選択と集中」を進めた。

このような取組により、健全化判断比率は、第3次行革プランの財政フレームで見込まれた比率（実質公債費比率17.1%、将来負担比率332.2%）を下回るものとなっている。

#### (1) 実質公債費比率

前3か年（平成27年度、26年度及び25年度）の平均により算定される実質公債費比率は、前年度と比較すると1.0ポイント悪化している。

これは、23年度からの借換債平準化対策<sup>(注)</sup>により留保してきた県債管理基金残高を取り崩した影響により、前年度減債基金残高不足率が増加したため、27年度の単年度の比率が26年度の同比率より3.1ポイント悪化するとともに、3か年平均でも1.0ポイント悪化したためである。

なお、借換債平準化対策の影響を除いた同比率は、財政当局の試算によると19.2%と見込まれている。

#### (2) 将来負担比率

将来負担比率は、前年度と比較すると12.4ポイント改善している。

これは、退職手当の支給水準の段階的引下げによる退職手当負担見込額の減少により分子の額が減少したことに加え、標準税収入額等の増加のため算定の分母に用いる標準財政規模が増加したことによるものである。

なお、震災関連県債を除いた同比率は、財政当局の試算によると256.7%と見込まれている。

実質公債費比率は、第3次行革プランにおける行革フレームでは平成29年度に地方債許可基準である18%を上回ることが見込まれるなど、本県の財政は引き続き厳しい状況にある。

第3次行革プランにおいては平成30年度に、単年度の実質公債費比率を18%水準に抑制することに加え、将来負担比率（震災関連県債を除く）を19年度の全国平均水準の250%水準に抑制することが目標とされている。

これらのことから、この2、3年が財政健全化の正念場と考えられるので、今後とも持続可能な行財政構造の確立に一層の意を用いられたい。

(注) 平成23～25年度に借換債を追加発行することで積み立てた県債管理基金を活用し、平成26年度の借換債発行額を縮減した。

### 第3 健全化判断比率の状況

#### 1 実質赤字比率

##### (1) 実質赤字比率

平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
—	—	—

実質赤字比率は、実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

##### (2) 算定式

実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

実質赤字比率	=	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------	---	--

##### (3) 実質収支額

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額は次表のとおりで、全ての会計で赤字になっていない。

会 計 名	平成27年度 実質収支	平成26年度 実質収支	比較増減(△)
	千円	千円	千円
一 般 会 計	820,794	791,162	29,632
県有環境林等特別会計	0	0	0
公共事業用地先行取得事業特別会計	0	0	0
県営住宅事業特別会計	55,963	46,886	9,077
勤労者総合福祉施設整備事業特別会計	0	0	0
庁用自動車管理特別会計	0	0	0
公債費特別会計	0	0	0
自治振興助成事業特別会計	0	0	0
母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
小規模企業者等振興資金特別会計	0	0	0
農林水産資金特別会計	0	0	0
基金管理特別会計	0	0	0
地方消費税清算特別会計	0	0	0
合 計	876,757	838,048	38,709

(注) 健全化判断比率の算定で用いられている実質収支額は、事業繰越額を考慮したものである。

一般会計等に含まれる各会計の実質収支額の合計は876,757千円の黒字で、前年度と比較すると、一般会計で29,632千円、県営住宅事業特別会計で9,077千円増加したため、38,709千円増加（増加率4.6%）している。

## 2 連結実質赤字比率

### (1) 連結実質赤字比率

平成27年度	平成26年度	比較増減 (△)
—	—	—

全会計を算定の対象とした連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため、前年度と同様、算定されない。

### (2) 算定式

連結実質赤字比率の算定式は、次のとおりである。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

### (3) 実質収支額及び資金不足額・資金剰余額

一般会計等の実質収支額と公営企業に係る特別会計の資金不足額・資金剰余額は次表のとおりで、その合計額は赤字になっていない。

会 計 名		平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
一般会計等の実質収支額		千円 876,757	千円 838,048	千円 38,709
公営企業の資金不足額(△)・資金剰余額	病院事業会計	6,300,162	6,998,101	△697,939
	水道用水供給事業会計	12,760,369	12,856,457	△96,088
	工業用水道事業会計	10,747,879	10,156,087	591,792
	水源開発事業会計	170	564	△394
	地域整備事業会計	0	0	0
	企業資産運用事業会計	3,030,314	3,638,525	△608,211
	港湾整備事業特別会計	45,954	61,369	△15,415
	流域下水道事業特別会計	197,304	471,254	△273,950
合 計		33,958,909	35,020,405	△1,061,496

(注) 公営企業のうち地域整備事業会計で資金剰余額が生じる場合で、地方債残高及び他会計長期借入金で資金剰余額を上回る場合には、資金剰余額は0となる。

実質収支額及び資金不足額・資金剰余額を合計した額は33,958,909千円の黒字で、前年度と比較すると、工業用水道事業会計他1会計で資金剰余額が630,501千円増加したものの、病院事業会計他5会計で資金剰余額が1,691,997千円減少したため、1,061,496千円減少(減少率3.0%)している。



### 3 実質公債費比率

#### (1) 実質公債費比率

平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
16.8%	15.8%	1.0

実質公債費比率は16.8%で、前年度の15.8%と比較して、1.0ポイント悪化している。

これは、平成23年度からの借換債平準化対策により留保してきた県債管理基金残高を取り崩したため27年度の単年度の比率が18.5%となり、24年度の15.5%と置き換わったことによるものである。

#### (2) 算定式等

実質公債費比率の算定式は次のとおりで、この式に基づき算定した前3か年の比率を平均したものが当年度の実質公債費比率である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金) + (準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額、単年度の比率並びに実質公債費比率は、次のとおりである。

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
分 子 ①	千円 173,144,575	千円 140,424,955	千円 150,361,491	千円 140,878,896
分 母 ②	934,269,011	906,696,892	902,236,298	908,400,211
単年度の比率 (①/②)	18.5%	15.4%	16.6%	15.5%
実 質 公 債 費 比 率	平 成 27年度	(3か年平均) 16.8%		—
	平 成 26年度	—	(3か年平均) 15.8%	

(注) 単年度の比率は小数点第1位において端数調整を行ったものを記載した。

### (3) 前年度との比較

単年度の実質公債費比率を前年度と比較すると、標準税収入額等の増加により標準財政規模が33,394百万円増加（増加率3.1%）し、分母の額が増加したものの、借換債平準化対策を実施するため留保していた県債管理基金を取り崩したことから、前年度末県債管理基金積立不足率が悪化し、県債管理基金の積立不足に対する加算が39,204百万円増加（増加率341.5%）するなど分子の額が増加したため、3.1ポイント悪化している。

(分子)

区 分		平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
地方債の元利償還金及び準元利償還金	地方債の元利償還金	千円 337,442,640	千円 298,465,746	千円 38,976,894
	うち県債管理基金の積立不足に対する加算	50,682,628	11,478,471	39,204,157
	準元利償還金	9,164,653	10,571,708	△1,407,055
	計	346,607,293	309,037,454	37,569,839
地方債の元利償還金及び準元利償還金から差引くもの	特定財源	13,111,968	14,084,052	△972,084
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	160,350,750	154,528,447	5,822,303
	計	173,462,718	168,612,499	4,850,219
分子の額		173,144,575	140,424,955	32,719,620

(注) 地方債の元利償還金は満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当する額を含めて記載した。

(分母)

区 分		平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,094,619,761	千円 1,061,225,339	千円 33,394,422
標準財政規模から差引くもの	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	160,350,750	154,528,447	5,822,303
分母の額		934,269,011	906,696,892	27,572,119

#### 4 将来負担比率

##### (1) 将来負担比率

平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
320.6%	333.0%	△12.4

将来負担比率は320.6%で、前年度の333.0%と比較して、12.4ポイント改善している。

##### (2) 算定式等

将来負担比率の算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(将来負担額)} - \text{(充当可能基金額)} - \text{(特定財源見込額)} \\ - \text{(地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(標準財政規模)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

この算定式に基づき計算された分母及び分子の額は、次のとおりである。

区分	平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
分子	千円 2,995,529,645	千円 3,019,513,038	千円 △23,983,393
分母	934,269,011	906,696,892	27,572,119

##### (3) 前年度との比較

退職手当負担見込額や設立法人の負債等に係る負担見込額の減少等により分子の額が減少したことに加え、標準税収入額等の増加により算定の分母に用いる標準財政規模が増加している。

(分子)

区 分		平成27年度	平成26年度	比較増減(△)	
将 来 負 担 額	地方債の現在高	千円 5,012,641,761	千円 5,006,871,142	千円 5,770,619	
	債務負担行為に基づく 支出予定額	25,616,276	27,816,104	△2,199,828	
	公営企業の地方債 償還に係る繰入見込額	97,812,048	93,880,335	3,931,713	
	加入する組合等の地方債 償還に係る負担見込額	58,557	0	58,557	
	退職手当負担見込額	436,144,243	463,502,857	△27,358,614	
	設立法人の負債額 等負担見込額	69,035,351	73,754,744	△4,719,393	
	内 訳	兵庫県道路公社	5,239,756	5,463,309	△223,553
		兵庫県土地開発公社	21,227,141	25,370,710	△4,143,569
		公立大学法人 兵庫県立大学	0	0	0
		公益社団法人 兵庫みどり公社	29,117,715	29,134,632	△16,917
		兵庫県住宅供給公社	5,520,214	4,101,615	1,418,599
		公的信用保証、制度融資等に係る損失補償	7,930,525	9,684,478	△1,753,953
	連結実質赤字額	0	0	0	
	加入する組合等連結 実質赤字額負担見込額	0	0	0	
計	5,641,308,236	5,665,825,182	△24,516,946		
差 引 く も の ら	充 当 可 能 基 金 額	273,113,230	305,419,058	△32,305,828	
	特 定 財 源 見 込 額	226,500,880	233,160,471	△6,659,591	
	地方債現在高等に係る基準 財政需要額算入見込額	2,146,164,481	2,107,732,615	38,431,866	
	計	2,645,778,591	2,646,312,144	△533,553	
分子の額		2,995,529,645	3,019,513,038	△23,983,393	

(分母)

区 分		平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
標準財政規模		千円 1,094,619,761	千円 1,061,225,339	千円 33,394,422
標準財政 規模から 差引くもの	元利償還金・準元利 償還金に係る基準 財政需要額算入額	160,350,750	154,528,447	5,822,303
分母の額		934,269,011	906,696,892	27,572,119

## 第4 資金不足比率の状況

### 1 資金不足比率

会計名	平成27年度	平成26年度	比較増減(△)
病院事業会計	—	—	—
水道用水供給事業会計	—	—	—
工業用水道事業会計	—	—	—
水源開発事業会計	—	—	—
地域整備事業会計	—	—	—
企業資産運用事業会計	—	—	—
港湾整備事業特別会計	—	—	—
流域下水道事業特別会計	—	—	—

資金不足比率は、各会計とも資金の不足額がないため、前年度と同様、算定されない。

### 2 算定式

資金不足比率の算定式は、次のとおりである。

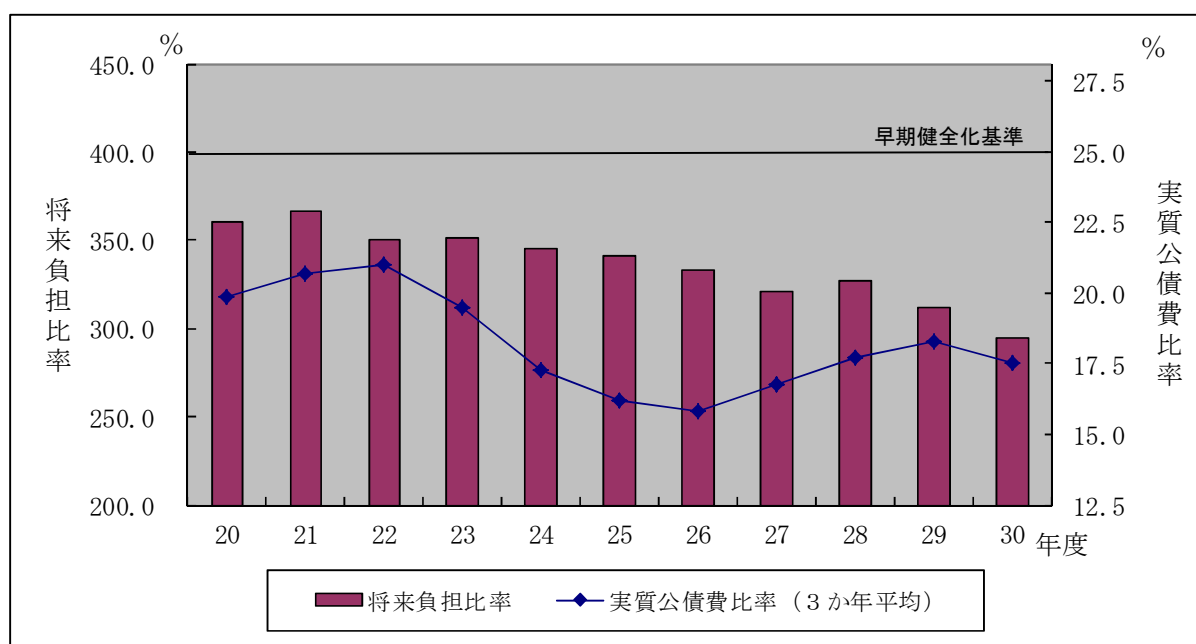
$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

( 参 考 )

1 第3次行革プランの財政フレームで見込まれている実質公債費比率及び将来負担比率

区 分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実質公債費比率 (3か年平均)	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% —	% 17.1	% 17.7	% 18.3	% 17.5
実 績	19.9	20.7	21.0	19.5	17.3	16.2	15.8	16.8	—	—	—
実質公債費比率 (単年度)	—	—	—	—	—	—	—	19.2	18.5	17.2	16.7
実 績	21.0	22.2	19.8	16.6	15.5	16.6	15.4	18.5	—	—	—
将 来 負 担 率	—	—	—	—	—	—	—	332.2	327.3	312.2	294.3
実 績	360.1	366.4	350.2	351.7	345.0	341.1	333.0	320.6	—	—	—

(注) 平成28年3月に改定された第3次行革プランに基づき記載した。



(注) 平成20～27年度は実績の比率としている。

## 2 用語の説明

### (1) 実質赤字比率関係

○ 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示すもの。

○ 一般会計等

一般会計及び特別会計（公営事業会計を除く）。

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算出した収入見込額等に普通交付税を加算した額。

なお、健全化判断比率の算定における標準財政規模は、上記の額に臨時財政対策債発行可能額を加算する。

○ 臨時財政対策債発行可能額

臨時財政対策債とは、地方一般財源の不足に対処するために、地方財政法第5条の特例として、投資的経費以外の経費にも充てることのできる特別の地方債であり、その発行可能額は、普通交付税の基準財政需要額の算定の際に算出されるものである。

なお、その元利償還金相当額については、全額が後年度に地方交付税の基準財政需要額に算入される。

### (2) 連結実質赤字比率関係

○ 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算した地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化度合いを示すもの。

### (3) 実質公債費比率関係

#### ○ 実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、実質的な公債費等がどの程度の財政負担となっているかを示すもの。

#### ○ 県債管理基金の積立不足に対する加算

前年度末において県債管理基金の残高があるべき残高に満たない場合、その不足率を実質年間償還額に乗じた額が、実質公債費比率の算定上、地方債の元利償還金に加算されるもの。その分同比率が上昇することになる。

#### ○ 準元利償還金

地方債の元利償還金に準ずるものとして地方財政法施行令に定められた次のもの。

- ア 一般会計等から公営企業会計への繰入金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- イ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ウ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

#### ○ 基準財政需要額算入額

基準財政需要額は普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うための財政需要のうち、一般財源で賄うべき額として算定された額。



#### (4) 将来負担比率関係

##### ○ 将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の地方債やその他将来支払っていく可能性のある負債等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

##### ○ 将来負担額

地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債として地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた次のもの。

ア 地方債の現在高

イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）のうち、一般会計等の負担見込額

ウ 公営企業会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

エ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる地方公共団体からの負担見込額

オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

カ 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債額並びにその他の法人等のために債務を負担している場合の債務額のうち、法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

キ 連結実質赤字額

ク 加入する組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

##### ○ 充当可能基金額

地方自治法第241条に基づき設けられた基金のうち、前記将来負担額のアからカまでの償還額等に充てることができるもの。

##### ○ 特定財源見込額

地方債を財源とした貸付金に対する償還金や公営住宅賃貸料など前記将来負担額のアからエまでの償還額等に充てることのできる特定の歳入の見込額。

(5) 資金不足比率関係

○ 資金不足比率

公営企業の資金不足を、料金収入など公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示すもの。

○ 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、同法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本として算定された額。

○ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後の一定期間、構造的に資金不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

### 3 比率算定の対象となる範囲

健全化判断比率及び資金不足比率の対象

